

(参考2)

肉親の方の名乗り出に伴う不安を少しでも軽減していただくため、厚生労働省の援護施策の一端を御案内した「肉親関係者の皆様へのお願い」を次のとおり作成しました。孤児名簿と同様に周知いただけるよう併せてお願いします。

厚生労働省社会・援護局援護企画課
中国孤児等対策室

肉親関係者の皆様へのお願い (名乗り出の呼びかけ)

- 1 中国残留日本人孤児の方は、肉親との対面を待ち望んでいます。
孤児の方は、自分の身元を明らかにしたいと痛切に望んでいます。
- 2 孤児の方が帰国する場合、帰国旅費の国庫負担、親族に代わって身元を引き受け相談相手となる身元引受人制度、日本語研修、自立指導員の派遣、老齢基礎年金の満額支給及び年金を補完する支援給付など日本に定着し自立した生活を営むため様々な援護施策を講じており、御親族だけに負担をお掛けすることはありません。
- 3 孤児となった状況（孤児情報）や写真を御覧になって、あなたの肉親に似ているという場合は、是非、厚生労働省まで御連絡、御相談ください。
- 4 連絡先については、次のとおりです。

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

種類	電話番号	利用期間
厚生労働省 代表電話	03-5253-1111 内線3493~3494	9:00~18:00 ただし土日祝日は休み
直通電話 ファクシミリ	03-3595-2456 03-3503-0116	
臨時直通電話	03-3593-7890	公開日~平成23年12月9日(金) 9:00~19:00 ただし土日祝日、 時間外は留守番電話対応